

参議院議員の歳費減額法案

【国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正】

<立法の背景・趣旨>

平成30年の公職選挙法改正（維新は反対）による参議院議員の定数の増加に伴う参議院の経費を節減し、国民の負担の増加を抑えるため、令和元年の歳費法改正により、令和4年7月31日までの間において、参議院議員が歳費を自主返納することが認められたものの、その節減効果は十分得られていない。

→ 参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、参議院議員の歳費の月額を減額する必要がある。

参議院の議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和4年7月31日までの間は、7万7000円を減額する。

※ 令和4年7月31日までの間は、現行の2割削減に加えて、7万7000円の減額となる。

現 行

令和4年7月31日までの間、参議院議員が月額7万7000円を目安として歳費を自主返納することが認められている。（公職選挙法における寄附禁止規定の適用除外）



改 正 法

令和4年7月31日までの間、参議院の議長、副議長及び議員の歳費の月額について、7万7000円を減額する。